

第4 社会福祉法人制度の見直しについて（福祉基盤課）

（1）社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

を行っている。

社会福祉法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、平成29年4月の新制度の本格施行に向けて、各法人、所轄庁において必要な準備を進めていただきたい。

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- **議決機関としての評議員会を必置** ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- **役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備**
- **親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備**
- **一定規模以上の法人への会計監査人の導入** 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- **開覧対象書類の拡大と開覧請求者の国民一般への拡大**
- **財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）**、**役員報酬基準の公表に係る規定の整備** 等

3. 財務規律の強化

- ① **適正かつ公正な支出管理の確保**
- ② **いわゆる内部留保の明確化**
- ③ **社会福祉事業等への計画的な再投資**

- ① **役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止** 等
- ② **純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化**
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ **再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ**（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- **社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定** ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- **都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ**
- **経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勸告等）に関する規定を整備**
- **都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備** 等

（2）平成 29 年 4 月 1 日施行に向けた所轄庁における事務処理のポイント

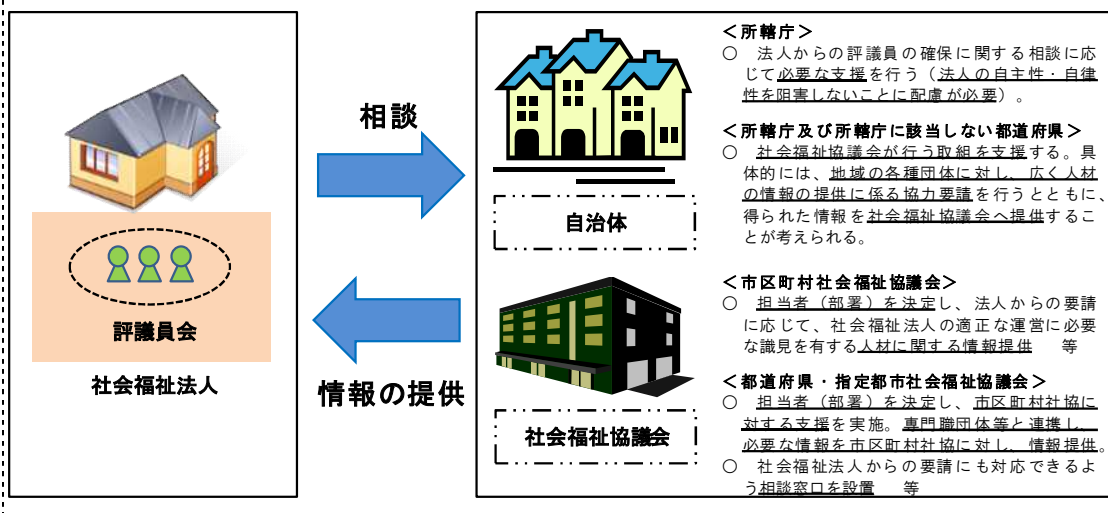
① 評議員関係

評議員については、法律上（改正後社会福祉法第 39 条）、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされており、この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

全ての社会福祉法人において、平成 28 年度中に、新たな評議員を選任することが必要であり、新たな評議員候補者の確保は各法人において行うことになるが、評議員の確保が困難な法人に対する支援として、下記のとおり、地域における評議員の確保を支援する仕組みを構築するようお願いする。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、選任が進まない場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、選任されるべき期限についても柔軟に対応する。



② 定款変更関係

平成 28 年度中における新たな評議員の選任に当たっては、あらかじめ各法人の定款変更が必要となるため、所轄庁においては、定款変更申請があった場合には、可能な限り速やかに認可いただくとともに、未申請の法人に対しては、状況等の確認をしていただくようお願いする。

（定款例の趣旨）

- ・ 現行の社会福祉法人定款準則についても、例示であったが、今回、その点を明確化する観点から、社会福祉法人定款例と名称を変更したものである。
- ・ 社会福祉法人定款例は、各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。

（定款の確認方法）

- ・ 定款変更認可時の確認においては、定款において定めることが必要な事項が書かれているか、又はその内容が法令に沿ったものであるかを確認すること。

※1 少なくとも、定款例と同じ内容であれば、問題はないこと。もっとも、必ずしも

定款例通りである必要もない。

※2 法令上で規定されているものについては、定款上で定めがなくとも、当然に適用されること。

- ・ また、定款変更認可時の確認については、関係法令・通知等並びに定款例の各条項の記載例及び備考について留意するとともに、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A」を参考とすること。

(租税特別措置法第 40 条の特例の適用)

- ・ 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるに当たっては、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項を参考とすること。ただし、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意することが必要であること。

③ 会計監査人の設置関係

会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

なお、社会福祉協議会における退職金共済事業及び介護福祉士修学資金等貸付制度並びに生活福祉資金貸付制度に係る会計については、事業の特性や会計処理について、専門技術的な整理が必要であること等を踏まえ、平成 29 年度における会計監査人設置義務の一定規模の判定対象から、これらの収益・負債を除外することとする。

平成 29 年度以降、収益 10 億円超程度の法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10 億円超での実施に向けた環境整備を図っていく予定である。

会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。

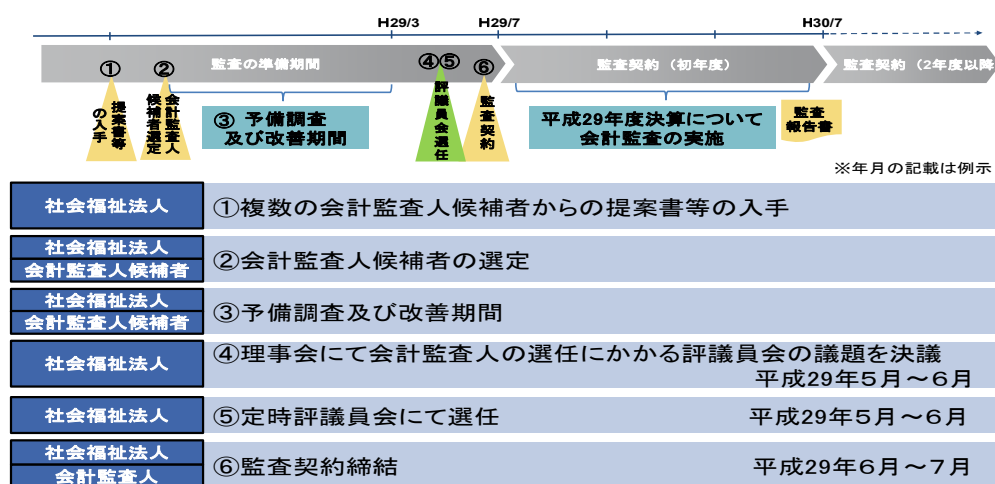
会計監査人の選任等の流れは、次のとおりであるので、所轄庁においては、

会計監査人設置義務対象法人（見込み）を把握いただき、当該法人に対して、適切に支援をいただくようお願いする。

（会計監査人の設置等の流れ）

- ・ 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成29年度）の前年度（例：平成28年度）から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成28年度）における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- ・ 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成29年度については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。 ※ 競争入札を必ずしも必要とするものではないこと。
- ・ その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討※のうえ、選定すること。 ※ 価格のみで選定することは適当ではないこと。
- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

会計監査人監査に係るスケジュール例



※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日（平成29年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

④ 社会福祉充実計画の承認事務関係

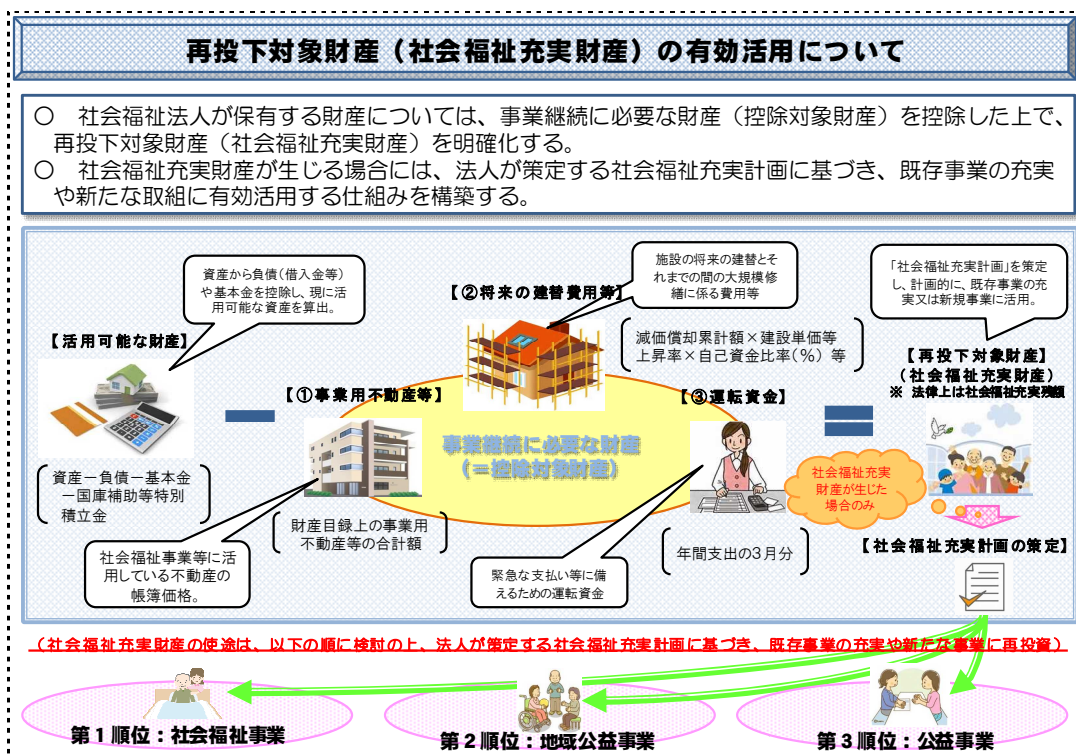
社会福祉充実残額については、法第 55 条の 2 の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに財務諸表等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

来年度以降、所轄庁においては、当該計画の承認並びに当該計画の変更に係る承認及び届出の受理に係る事務処理を行わなければならないこととなるので、所轄庁におかれては、これらの新たな事務処理に遺漏のないよう、

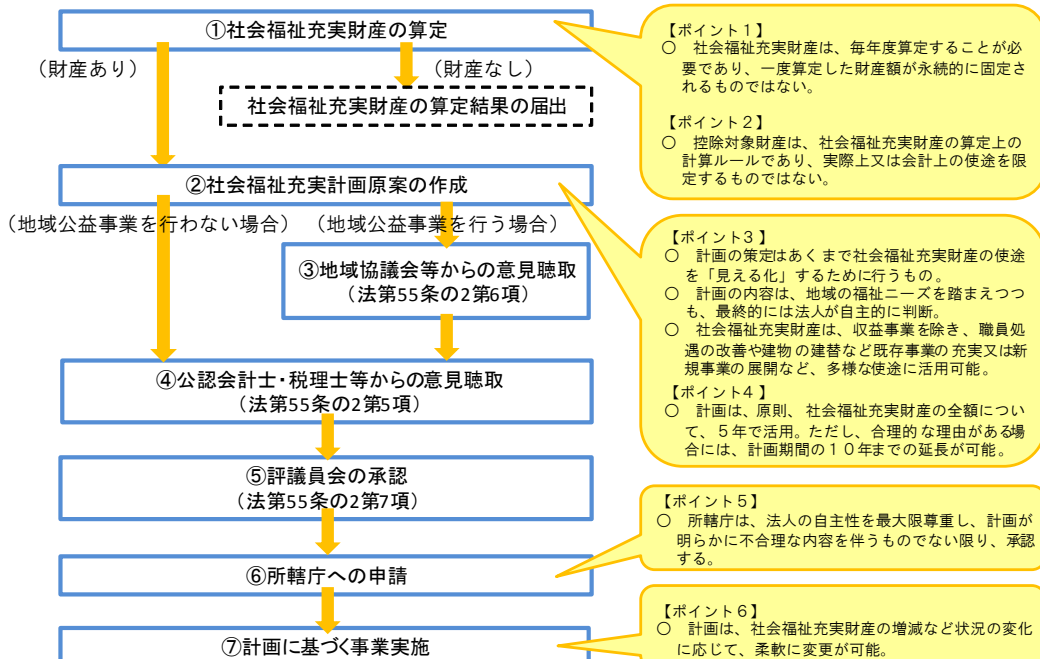
- ① 庁内における文書決裁処理に係る規程等の整備
- ② 庁内における新たな人員配置を含めた事務処理体制の構築
- ③ 管内における地域協議会の立ち上げ支援

等について、必要な準備を行われたい。

なお、具体的な事務処理の内容については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。平成 29 年 1 月発出予定。）を参照されたい。

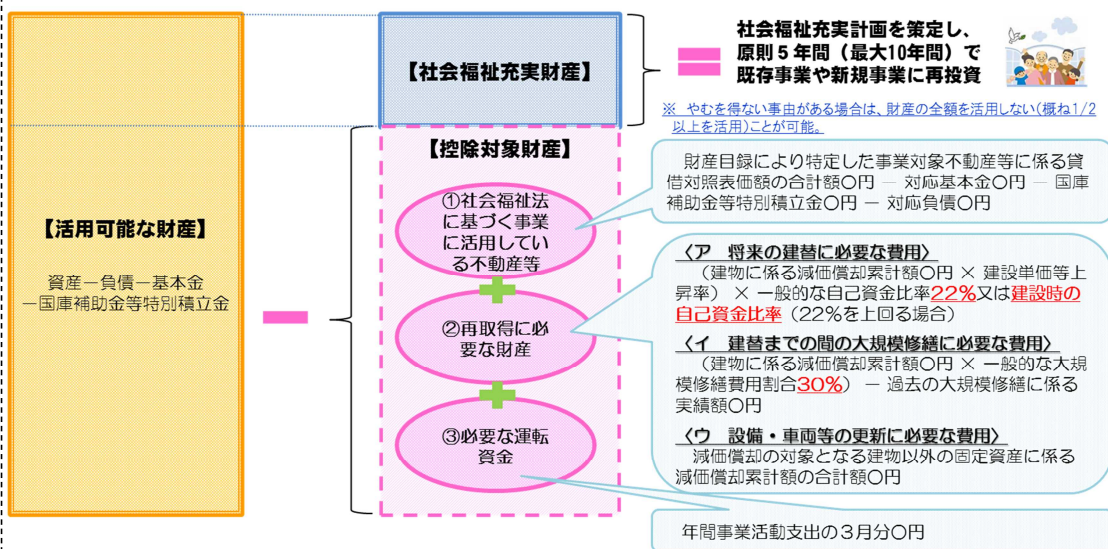


「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



社会福祉充実財産の算定式

○ 社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。



社会福祉充実計画の様式例

平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名																	
法人代表者氏名																	
法人の主たる所在地																	
連絡先																	
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日																	
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日																	
評議員会の承認年月日																	
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	<table border="1"> <tr> <th>残額前年</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>合計</th> <th>社会福祉充実事業 未実施額</th> </tr> <tr> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td>(平成〇年 度末現在)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	残額前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	社会福祉充実事業 未実施額	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)		
残額前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	社会福祉充実事業 未実施額										
(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)	(平成〇年 度末現在)												
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)																	
本計画の対象期間																	

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					

4年目						
小計						
5年目						
小計						
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討種	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
計 成 成	計画の実施期間における事業費合計						
	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1年目	
	2年目	
	3年目	
	4年目	
	5年目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円（うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円）

地域協議会等の意見とその反映状況	
------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額を全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

⑤ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

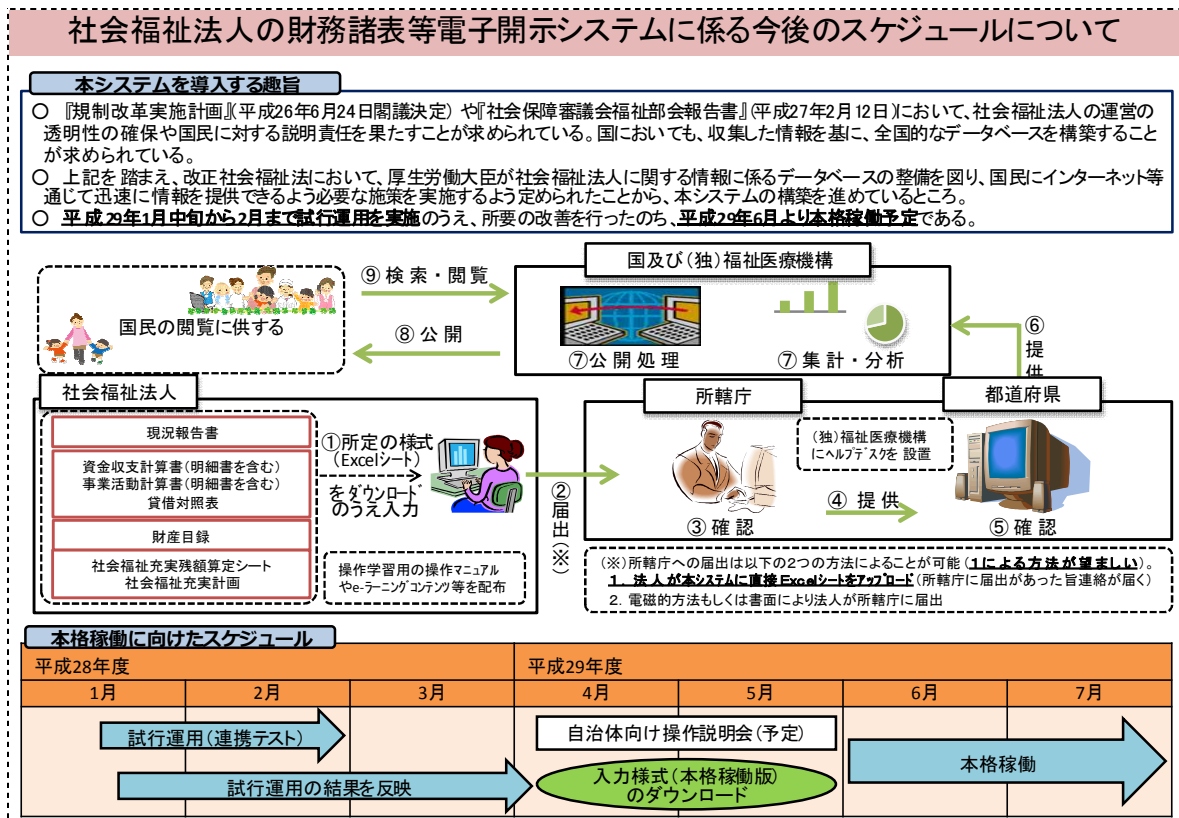
「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることか

ら、平成 29 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づいて、独立行政法人福祉医療機構の業務としてシステム構築を進めているところである。

今後のスケジュールについては、平成 29 年 1 月中旬から 2 月まで試行運用を実施し、試行運用により判明した問題点等の改善を行ったうえで、平成 29 年 6 月からの本格稼働を予定しているところである。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、円滑かつ安定したシステムの本格稼働のため、試行運用にご協力いただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、問題点等の改善状況等を踏まえ、本格稼働前の操作説明会を実施することを予定しているところである。開催日時等については、改めてご連絡する。



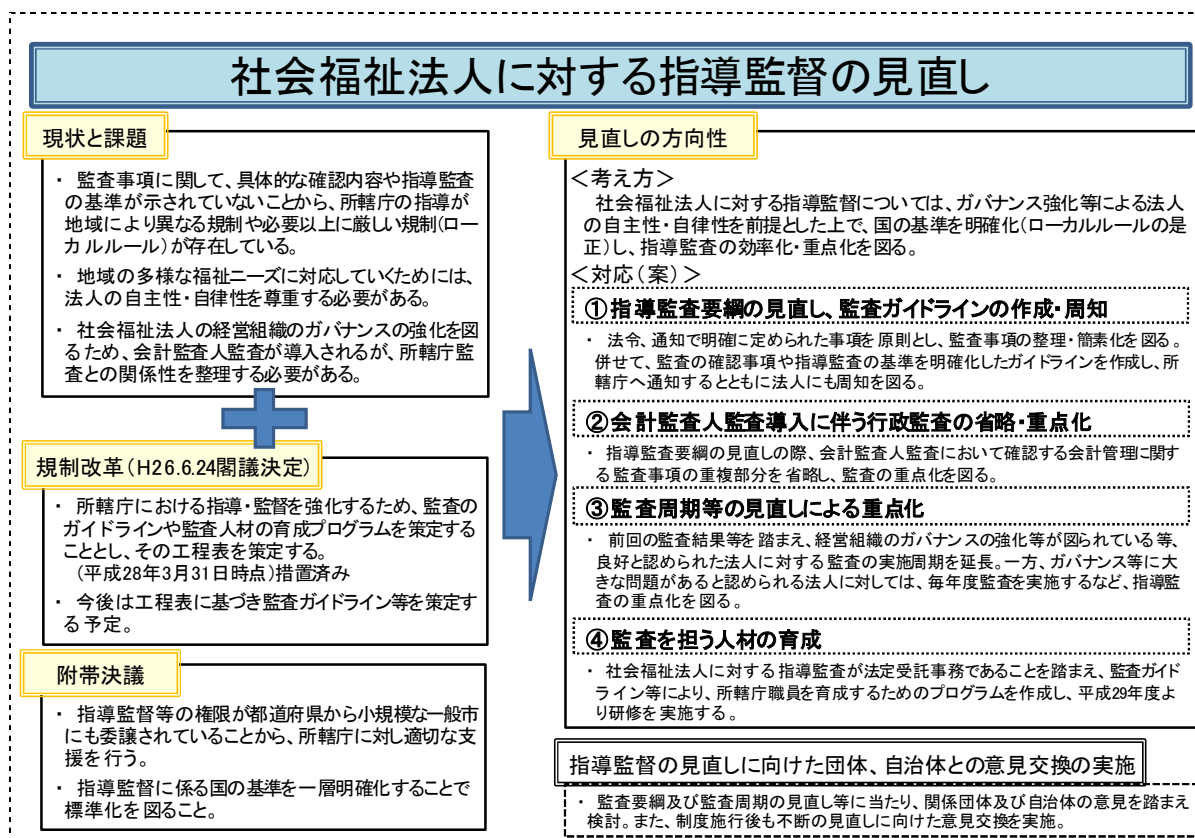
⑥ 法人監査の見直し

社会福祉法人の指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について(平成 13 年 7 月 23 日局長連名通知)」により実施していただいているが、改正法の内容に応じた見直しに加え、経営組織のガバナンス強化等による

法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化し、指導監査の効率化・重点化を図るための見直しを行うこととしている。

このため、平成29年4月1日施行に向けて、監査事項毎の具体的な確認事項を追加するなど、新たに「社会福祉法人指導監査実施要綱」を発出する予定としているので、ご承知おき願いたい。

また、社会福祉法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修について、来年度は、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。



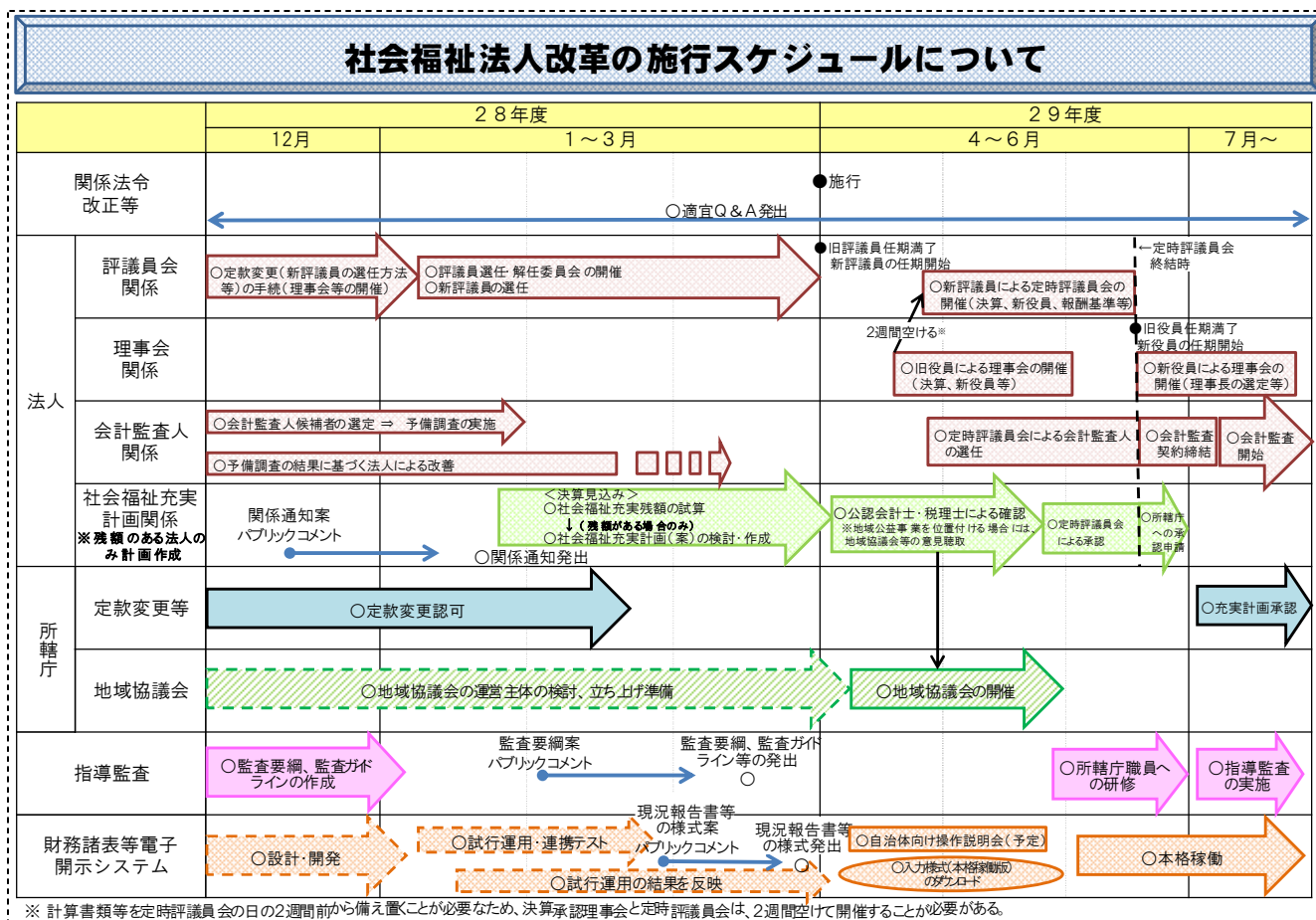
(3) 今後のスケジュールについて

社会福祉法人改革の施行スケジュールは下記のとおりであるので、所轄庁においては、社会福祉法人制度改革の円滑な施行のため、管内法人に対する支援をよろしく願います。

なお、社会福祉法人制度改革に関する情報については、厚生労働省ホームページにおいても掲載しているので、適宜、ご活用いただきたい。

- ・ 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>



(4) 平成29年度予算(案)等における対応

① 「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」の創設

「社会福祉法人による多様な福祉サービス提供体制構築支援事業」については、来年度、社会福祉法人制度改革が本格施行されることを契機に、社会福祉法人が、地域の多様なニーズを踏まえた、多様かつ積極的な取組が推進されるよう、以下のような取組を実施する事業として、平成29年度予算(案)において新たに創設するものである。

具体的には、社会福祉法人の体制整備に対する支援として、

ア 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援

イ 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組

ウ 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組

また、所轄庁に対する支援として、

エ 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するなどのための「地域協議会」の立ち上げ支援

オ 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向けの研修

カ その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要と認められる事業などを実施するものである。

なお、本事業の執行に当たっては、所轄庁における所管法人数等に応じた補助上限額を設定することとしている。

各自治体におかれては、社会福祉法人制度改革の施行に向け、本事業を積極的に活用した上、円滑な施行にご協力をいただきたい。

新 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業

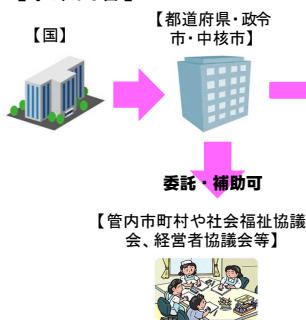
【事業目的】

○ 少子高齢化や核家族の進行など、社会環境の変化による国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、こうしたニーズに社会福祉法人が着実に対応し、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人の経営改革を推進するため、都道府県等を通じて、経営労務管理体制の強化、社会福祉充実計画に基づく事業の推進、地域ニーズを把握・共有するための「地域協議会」の立ち上げ等の取組に対して支援を行う。**(本事業は単年度限りの事業)**

【平成29年度予算額(案)】

(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として**779,750千円**(補助率:1/2相当の定額補助)

【事業内容】



【社会福祉法人に対する支援】

- 小規模法人を対象とした経営労務管理体制の強化のための研修や社会福祉充実計画の策定に向けた相談支援の実施
- 法人間の人事交流や合同研修など、複数の法人の協働によるモデル的な取組の実施
- 会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組の実施

【所轄庁(自治体)に対する支援】

- 地域の様々な福祉ニーズを把握し、それらへの対応を関係者間で共有するための「地域協議会」の立ち上げ支援
- 法人に対する指導監査の充実を図るための所轄庁職員向け研修の実施
- その他社会福祉法人制度改革の円滑な施行に必要なと認められる事業

自治体を始め、関係機関が連携し、社会福祉法人の経営基盤の強化とともに、多様な取組の立ち上げ支援を通じて、新たな福祉・介護人材の確保とその定着を図りつつ、地域の福祉サービスの充実を図る。

② 地方交付税による措置について

来年度以降、所轄庁においては、社会福祉充実計画の承認等新たな事務処理を行う必要があることから、地方交付税においては、道府県及び市単独分として、以下の事務処理に必要な経費が積算上盛り込まれることが予定されているので、御了知の上、積極的に活用されたい。

ア 社会福祉充実計画に関する事務

- ・ 社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画の承認を行うための経費
- ・ 社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成に関し必要な支援として、住民その他の関係者の意見を聞く機会を提供するための経費

イ 社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」）に関する事務

- ・ 社会福祉法人がデータベースに入力した計算書類等に関する情報の確認・補正及び助言をするための経費

ウ 社会福祉法人への指導・監督に関する事務

- ・ 社会福祉法人に対する指導・監督の強化のため、公認会計士・税理士等の専門家からの助言を得るための経費